

医療法人誓生会 介護医療院まつかぜ

【重要事項説明書】

令和7年8月1日現在

1. 介護医療院とは

「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として、平成30年4月に創設された介護保険施設です。日常的な医学管理やターミナルケア等の医療機能や地域住民との交流やボランティアの受け入れなど生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

2. 事業所の概要

事業所名	介護医療院 まつかぜ
住 所	愛媛県四国中央市土居町入野 970 番地
管理者氏名	山内 義明
事業所番号	38B1300021
電話番号	0896-74-2001
FAX 番号	0896-74-8166

3. 設備の概要

※( )は利用者1名当たりの面積

定 員		22 名	
療養室 (8.5 m <sup>2</sup> )	個 室	10 室	1 室 9.28 m <sup>2</sup> ~11.50 m <sup>2</sup>
	4 人部屋	3 室	1 室 29.29 m <sup>2</sup> ~29.43 m <sup>2</sup>
食 堂 レクリエーションルーム 機能訓練室		1 室	150.55 m <sup>2</sup> (3.34 m <sup>2</sup> )
浴 室		1 室	リフト浴 2 ヶ所
スタッフステーション		1 室	
診察室・処置室		1 室	
談話室(食堂 C、D)		2 ヶ所	
洗 濯 室		2 室	
汚物処理室		2 室	
薬局・DI 室		1 室	松風病院と共用
検 査 室		1 室	松風病院と共用
操 作 室		1 室	松風病院と共用
レントゲン室		1 室	松風病院と共用
CT 室		1 室	松風病院と共用
理学療法室		1 室	松風病院と共用
作業療法室		1 室	松風病院と共用
厨房事務室		1 室	松風病院と共用
調 理 室		1 室	松風病院と共用

#### 4. 施設の運営方針

施設では、長期にわたり療養が必要な要介護状態にある利用者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その方が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

#### 5. 職員の配置

##### (1) 職員の配置状況

職種	人員	職務内容
管理者(医師兼務)	1名	職員を指揮・監督し、施設業務全般を管理する。
医師	4名以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的管理と指導を行う。
薬剤師	2名以上	医師の指示に基づき、調剤及び医薬品の管理・供給、服薬指導を行う。
看護職員	5名以上	医師の指示に基づき、利用者の看護業務に従事する。
介護職員 (介護福祉士含む)	5名以上	医師の指示に基づき、利用者の介護業務に従事する。
介護支援専門員 (兼務)	1名以上	他職種と協議し、利用者の能力・環境・課題等の評価を行い、利用者の施設サービス計画の立案を行う。また要介護認定及び変更申請等の手続きを行う。
理学療法士	1名以上	利用者の運動機能及び生活機能並びに心身の維持・改善のための訓練等のリハビリテーションを行う。
作業療法士	1名以上	
管理栄養士	1名以上	利用者の心身の状態や病状に応じた栄養管理及び計画的な食事の提供や栄養相談を行う。
臨床検査技師	1名以上	利用者の生理機能検査及び検体検査を行う。
診療放射線技師	1名以上	利用者の病変時のレントゲン検査、CT検査を行う。

##### (2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
医師	9:00 ~ 17:00 宿直 17:00 ~ 翌日 9:00
看護職員・介護職員 介護支援専門員	8:00 ~ 16:30(日勤)・10:30 ~ 19:00(遅出) 16:00 ~ 24:30(準夜)・0:00 ~ 8:30(深夜)
薬剤師・臨床検査技師 理学療法士・作業療法士	8:30 ~ 17:00
管理栄養士	7:30 ~ 16:00(早出)・8:30 ~ 17:00(日勤) 9:30 ~ 18:30(遅出)
診療放射線技師	9:30 ~ 16:00(月曜日・金曜日) 9:00 ~ 17:00(水曜日)

### (3) 職員の研修の体制

- ① 採用時研修(毎年4月)
- ② 院内研修(医療安全対策、感染対策、行動制限最少化、個人情報保護等)
- ③ サービス向上研修、技術向上研修(外部、Web研修)

## 6. サービス内容及び利用料料金

### (1) 介護保険給付対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理栄養士が立案する献立表により、利用者の栄養状態、心身の状況及び嗜好を配慮した食事を提供します。(食材料費は給付対象外)</li><li>・食事はできるだけ離床して、食堂で取っていただけるよう配慮します。 朝食 午前8時00分～ 昼食 午前12時00分～ 夕食 午後6時00分～</li></ul>
医学的管理 看護・介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の病状にあわせた医療・看護・介護を提供します。</li><li>・医師の診察・回診、看護職員の処置を随時実施します。</li></ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を実施するとともに、排泄の自立に向けて適切な支援・介護を実施します。</li></ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・週2回以上の入浴を、一般浴槽、リフト浴槽等で対応します。</li><li>・利用者の身体状況によっては清拭で対応する場合があります。</li></ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の病状に応じて、運動機能及び生活機能並びに心身の維持・改善のための訓練等のリハビリテーションを行います。</li></ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の病状等に応じて、栄養管理及び計画的な食事の提供を行います。</li></ul>
口腔衛生管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の口腔の健康の保持を図るため、口腔衛生の管理を計画的に行います。</li></ul>
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月のレクリエーションや地域住民等との交流の実施(夕涼み会等)。</li><li>・予防接種の実施(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等)。</li><li>・清潔保持のための整容の実施。</li><li>・行政手続きの代行等。</li></ul>

(2) I型介護医療院施設サービス費(I):1日当たりの単価、1単位:10円

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	721単位	832単位	1,070単位	1,172単位	1,263単位
自己負担額					
■ 1割	721円	832円	1,070円	1,172円	1,263円
■ 2割	1,442円	1,664円	2,140円	2,344円	2,526円
■ 3割	2,163円	2,496円	3,210円	3,516円	3,789円
多床室	833単位	943単位	1,182単位	1,283単位	1,375単位
自己負担額					
■ 1割	833円	943円	1,182円	1,283円	1,375円
■ 2割	1,666円	1,886円	2,364円	2,566円	2,750円
■ 3割	2,499円	2,829円	3,546円	3,849円	4,125円

- ① 自己負担額の割合は、所得に応じて1～3割のいずれかに該当し、「介護保険負担割合証」に記載されています。
- ② サービス利用に係る自己負担額(月額)が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分は高額介護サービス費として払い戻しを受けることができます。支給を受けるためには、利用者の所在地の市区町村に申請する必要があります。

設定区分	負担の限度額(月額)
第1段階	15,000円(個人)
第2段階	15,000円(個人)
	24,600円(世帯)
第3段階	24,600円(世帯)
第4段階	44,400円(世帯)

(3) 加算(負担段階に応じて、下記金額の1割～3割が自己負担額)

種類	内容	利用料金
夜間勤務等看護Ⅳ	・夜勤看護・介護職員を20:1以上かつ2人以上配置。	70円/日
初期加算	・入所後、30日間に限り算定。	300円/日 入所から30日間
外泊時費用	・居宅における外泊を認めた場合、外泊初日と最終日以外は1ヶ月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定。	3,620円/日 1ヶ月に6日まで
試行的退所サービス費	・居宅における試行的退所を認めて実施した場合。	8,000円/日 1ヶ月に6日まで
他科受診時費用	・利用者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合。	3,620円/日 1ヶ月に4日まで
安全対策管理加算	・専門研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置している場合。	200円/回 入所時1回限り

種 類	内 容	利用料金
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	①入所者等の病状が急変した場合等、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保、②診療を行う体制を常時確保、③入所者等の病状が急変した場合等、入院を原則として受け入れる体制を確保。	50 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)新興感染症が発生した場合、相談医療機関との連携・相談・診療の確保 (Ⅱ)連携病院と1回/3年に感染制御の実地指導の実施	(Ⅰ)10 単位/月 (Ⅱ)5 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・次の①か②のいずれかに該当する場合 ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上 ② 勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上 ・上記に加え、サービスの質の向上の取組を実施していること。	220 円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	・介護職員の賃金改善及び処遇改善計画等の実施を行った場合。	所定単位数の 51/1000
新興感染症等施設療養費	・厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者にサービスを実施した場合	2,400 円/日 5 日間限度
療養食加算	・医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食)を提供した場合。	60 円/食 1 日 3 回限度
経口移行加算	・経管により食事を摂取する利用者に対して、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。	280 円/日 180 日間に限る
経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	・経口より食事を摂取する利用者に対して、他職種協働で経口摂取を維持する計画を作成し、栄養管理を行った場合。	Ⅰ : 4,000 円/月 Ⅱ : 1,000 円/月
排せつ支援加算Ⅳ	・適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師等が判断した利用者に対し、計画の作成・支援した場合。	1,000 円/月 6 ヶ月以内に限る
退所時栄養情報連携加算	・管理栄養士が居宅に退所する入居者の栄養管理に関する情報を提供したとき。(医療機関、介護支援専門員等)	700 円/回 1 回/月限り
再入所時栄養連携加算	・退所後、病院又は診療所に入退院した後、施設へ再入所(二次入所)する際に、一次入所時の栄養管理と大きく異なり、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合に管理栄養士と連携した場合。	200 単位/1 回
退所前訪問指導加算	・退所後に生活する予定の居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合。	4,600 円/回 入所中 1 回限り
退所後訪問指導加算	・退所後 30 日以内に利用者の居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合。	4,600 円/回 入所中 1 回限り
退所時指導加算	・利用者及び家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合。	4,000 円/回 退所時 1 回限り

種 類	内 容	利用料金
退所時情報提供加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	・退所後の主治医に対して、利用者の診療情報を提供した場合。(退院先 Ⅰ:居宅、Ⅱ:医療機関)	(Ⅰ)5,000 円/回 (Ⅱ)2,500 円/回
退所前連携加算	・利用者の同意を得て、指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。	5,000 円/回 退所時 1 回限り
訪問看護指示加算	・退所時に医師が訪問看護の利用が必要であると認め、利用者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合	3,000 円/回 退所時 1 回限り
緊急時治療管理	・救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処方等を行った場合。	5,180 円/日 1ヶ月に1回3日限り

(4) 特別診療費(負担段階に応じて、下記金額の1割～3割が自己負担額)

種 類	内 容	利用料金
感染対策指導管理	・施設で常時感染対策を行っている場合。	60 円/日
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	・施設で常時褥瘡対策を行っている場合。	60 円/日
初期入所診療管理	・入所の際に、医師・看護師等が共同で総合的な診療計画を策定し、利用者・家族に入院診療計画書の同意を得た場合。	2,500 円/回 入所中 1 回限り
理学療法Ⅱ	・理学療法士・作業療法士(常勤・兼務)が利用者に対して、理学療法を実施した場合。	730 円/回
作業療法	・作業療法士(常勤・専従)が利用者に対して、作業療法を実施した場合。	1,230 円/回
短期集中リハビリテーション加算	・医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士が入所から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合。	2,400 円/回 入所から3ヶ月以内
摂食機能療法	・摂食機能障害を有する利用者に対して、摂食機能療法を30分以上実施した場合	2,080 円/日 1ヶ月に4回限度
認知症入所精神療法	・利用者に対して、精神科医師の診療に基づき、治療計画を作成し、認知症入所精神療法を1時間以上実施した場合	3,300 円/週
医学情報提供料 (Ⅰ)・(Ⅱ)	・退院に際して、他の医療機関への文書による紹介を行った場合。(Ⅰ:施設→病院、Ⅱ:施設→診療所)	Ⅰ:2,200 円/回 Ⅱ:2,900 円/回
特定施設管理	・後天性免疫不全症候群に感染している利用者に対してサービスを実施した場合。	個室:3,000 円/日 多床室:2,500 円/日

(5) 居住費及び食費について

居住費・食費については、国が定める負担限度額段階で下記のとおり設定されています。利用者の所在地の市町村(介護保険係)に申請し、「介護保険負担限度額認定証」を受け、施設に提示してください。(費用:1日当たり)

利用者所得段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	437円
	個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
食費		300円	390円	650円	1,360円	1,445円 (朝食 365円) (昼食 555円) (夕食 525円)

(6) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の自己負担となります。(税込み)

種類	内容	利用料金
特別な室料	個室(410号室、411号室、412号室、413号室、416号室、417号室、418号室、420号室、421号室、422号室)に入所された場合。	1,100円/日
日用品費	石鹸、シャンプー、入浴剤、ボディシャンプー、ドライシャンプー、洗身用ナイロンタオル、ガーゼハンカチ、シェイバー、替刃、ティッシュペーパー、芳香剤、消臭液、コップ、箸、スプーン、フォーク、スキナベープ、洗濯洗剤、ポリデント、歯ブラシ、舌ブラシ、クルリーナブラシ、歯磨き粉、モンダミン、歯磨きティッシュ、ヘアブラシ、ブラシカバー、リップクリーム、保湿クリーム、エプロン、ストロー、ベビーオイル、綿棒、爪切り、耳かき、サランラップ、お皿、ヘアスプレー、口腔保湿スプレー、ペットボトルホルダー、除菌ウェットティッシュ、防水シート、口腔用スポンジ等	110円/日
教養娯楽費	利用者が希望し、レクリエーション等に要した消耗品等の実費	実費(必要時)
電気代	利用者持ち込みの電気製品を使用した場合(1点につき)	55円/日
各種診断書料	生命保険診断書 死亡診断書	6,600円/枚 7,700円/枚
健康管理費	インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等の予防接種費用	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額

種類	内容	利用料金
委託洗濯代	業者洗濯を依頼された場合	単発1回550円、月(週2回)3,850円 別途追加料金発生の場合有
委託理美容代	理容師の出張理美容サービスを依頼された場合 (サービス内容による)	1,650円/回 ~ 2,750円/回

### (7) 支払方法

毎月 10 日に前月分の請求書が発行されます。月末までに事務所窓口にて現金でお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。

退所された場合は、退所日即日払いも可能です。この場合は、あらかじめご連絡ください。

支払窓口 ① 月曜日～金曜日 8:30～17:00、② 土曜日 8:30～15:30

(8) 万一滞納した場合は、身元引受人において極度額 100 万円の範囲で連帯して保証していただきます。

### 7. 協力医療機関

医療機関の名称	松風病院
所在地	愛媛県四国中央市土居町入野 970 番地
診療科	精神科、神経科、心療内科、内科、泌尿器科

### 8. 協力歯科

医療機関の名称	高橋歯科
所在地	愛媛県四国中央市土居町中村 1276 番地 1

### 9. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 午前 8 時～午後 6 時(緊急時の夜間面会可能) 来訪者は面会簿にご記入ください。
外出・外泊	外出・外泊を希望される場合は、事前に身元引受人よりお申し出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の使用の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	施設内は禁煙です。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品の持ち込みは原則お断りいたします。
所持品の持ち込み	必要以上の物品の持ち込みはお断りいたします。 持ち込まれた物品は、私物管理表にご記入ください。
宗教・政治活動、販売	宗教及び政治活動や勧誘・販売等は固くお断りいたします。
防犯対策	防犯や利用者の安全のため、1 階窓口や玄関、屋外駐車場に防犯カメラを設置しています。

## 10. 事故発生時の対応


- (1) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置等について記録を行い、事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。
- (3) 施設は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 11. 非常災害対策

建 物	平成 18 年建築:鉄筋コンクリート造
立 地	海拔約 37 メートル
防火設備	スプリンクラー設備、消火器、消火栓、火災報知設備 非常放送設備、自動火災通報装置、防火戸、防火シャッター
防災・防火訓練	年 2 回以上(うち 1 回は夜間を想定した消防避難訓練)
避難先	火災の場合:屋外駐車場に避難 地震の場合:施設、療養室で待機

## 12. 相談・苦情対応、安全対策等の窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情、安全対策については下記の窓口で対応します。

相談・苦情窓口	<p>苦情対応:藤井 宏臣(看護長)</p> <p>相談(介護支援専門員):秦一美、加地満美子、三好由美</p> <p>対応時間:月曜日～金曜日 8:00～16:30</p> <p>その他:ご意見箱、苦情箱の設置</p> <p>ホームページのメールフォームからの投書</p> 
安全対策窓口	<p>安全対策窓口:藤井 宏臣(看護長)</p> <p>安全対策部門:事故対策委員会・医療安全対策委員会</p>
虐待防止担当者	担当者:藤井 宏臣(看護長)

- (2) 公的機関における苦情申し立て窓口

関係機関名	部署名	住所・電話番号
四国中央市	介護保険課	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 0896 - 22 - 6025 対応可能日・時間:平日 8:30～17:15
愛媛県東予地方局	地域福祉課	西条市喜多川 796 番地 1 0897 - 56 - 1300 対応可能日・時間:平日 8:30～17:15
愛媛県国民健康 保険団体連合会	介護保険課	松山市高岡町 101 番地 1 089 - 968 - 8700 対応可能日・時間:平日 8:30～17:15

### 13. 個人情報の保護及び取り扱いについて

利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報についての利用目的を以下のとおり定めます。

#### 【利用者への医療・介護サービスの提供に必要な利用目的】

[施設の内部での利用目的]

- 施設が利用者に提供する医療・介護サービス
- 医療保険事務、介護保険事務
- 医療・介護サービスの利用者に係る施設の管理運営業務のうち
  - ① 入退所等の施設管理
  - ② 会計・経理
  - ③ 医療事故等の報告
  - ④ 利用者の医療・介護サービスの向上

[他の医療機関・事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- 施設が利用者に提供する医療・介護サービスのうち
  - ① 他の医療機関、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（退院支援委員会、サービス担当者会議等）
  - ② 他の医療機関等からの照会への回答
  - ③ 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ④ 検体検査業務の委託、その他の業務委託
  - ⑤ 家族等への病状、心身の状況の説明
- 医療保険事務、介護保険事務のうち
  - ① 保険事務の委託
  - ② 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ③ 審査支払機関、または保険者への照会
  - ④ 審査支払機関、または保険者からの照会への回答
  - ⑤ 事業者等からの委託を受けて、健康診断等を実施した場合における事業者等への結果の通知
  - ⑥ 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等

#### 【上記以外の利用目的】

[施設の内部での利用に係る利用目的]

- 施設の管理運営業務のうち
  - ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ② 施設の内部において行われる看護学校等の学生の実習への協力
  - ③ 施設の内部において行われる医療・介護の質の向上のための症例研究等

[他の医療機関・事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 施設の管理運営業務のうち  
外部監査機関への情報提供等

介護医療院 まつかぜ  
重要事項説明書 同意書

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護医療院契約の締結にあたり、上記の重要事項について説明いたしました。

所在地 愛媛県四国中央市土居町入野 970 番地

施設名 介護医療院 まつかぜ

担当者 印

【介護医療院のサービス提供に伴う利用者負担及び重要事項に係る同意欄】

介護医療院 まつかぜ

管理者 山内 義明 様

利用者	
住 所	印
電話番号	

身元引受人	
住 所	印
続 柄	
電話番号	

介護医療院の入所サービスを利用するにあたり、介護医療院まつかぜの利用契約書に基づき、重要事項に関するこれらの重要事項に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護医療院のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金の支払い及び個人情報の利用等に同意するとともに、厳守することを身元引受人とともに誓約します。